

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月30日

長野県小諸養護学校長 白井裕之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

小諸養護学校スクールバス車両管理及び運転業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成21年4月4日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県小諸養護学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

小諸市大字市字中原824-3

長野県小諸養護学校

電話 0267 (22) 6300

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月4日(土) 午前9時30分

イ 場所 長野県小諸養護学校 第2会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年4月1日(水)午後2時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

特別支援教育課



長野県訓令第1号

長野県教育委員会訓令第1号

本庁内部部局
教育委員会事務局

長野県統計調査調整規程〔昭和52年長野県訓令第8号
昭和52年長野県教育委員会訓

令第4号〕の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県教育委員会

第2条第1号を次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）

第2条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 統計法第2条第7項に規定する一般統計調査（以下「一般統計調査」という。）

第2条の2第1項中「教育振興課長」を「教育総務課長」に改める。

第3条第1項中「指定統計調査及び届出統計調査」を「基幹統計調査及び一般統計調査」に、「委任」を「委託」に改める。

第6条第1項中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第2項中「統計調査届出手続規程（昭和28年行政管理庁告示第11号）に基づく手続きをしなければならない」を「届出を行うものとする」に改める。

様式第2号中
「

1	指定統計 第 号
2	承認統計 第 号
3	届出統計
4	その他

」を

「

--

」に改める。

情報統計課
教育委員会事務局教育総務課

長野県教育委員会訓令第2号

下伊那郡清内路村立清内路小学校
下伊那郡清内路村立清内路中学校

平成21年3月31日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成21年3月30日

長野県教育委員会

平成21年3月31日において、現に次の表の左欄に掲げる村の公立学校の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）又は事務職員に任命されている者は、市町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる村の公立学校のそれぞれ校長、教員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

左 欄	右 欄
下伊那郡清内路村	下伊那郡阿智村

義務教育課

長野県教育委員会訓令第3号

県立高等学校

長野県立高等学校における兼務に関する規程（平成20年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月30日

長野県教育委員会

本則の1の表を次のように改める。

	左 欄	右 欄
1	長野県中野立志館高等学校事務長	長野県中野実業高等学校事務長
2	長野県木曾青峰高等学校事務長	長野県木曾高等学校事務長

本則の2の表を次のように改める。

	左 欄	右 欄
1	長野県中野立志館高等学校	長野県中野実業高等学校
2	長野県木曾青峰高等学校	長野県木曾高等学校
3	長野県中条高等学校	長野県長野西高等学校

高校教育課

正 誤

平成21年2月19日付け長野県規則第2号「特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）

2 右側 8

誤 「公庫の予算及び決算に関する法律」

正 「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」

人 事 課

平成20年3月31日付け長野県訓令第8号「長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部改正」中

ページ 行（箇所）

40 右側 誤

本庁内部部局の部印	本庁内部部局の部の長が指定する課長	方 39	長野県 何々部
本庁内部部局の部長印	本庁内部部局の部の長が指定する課長	方 24	長野県 何々部 長 印
衛生部病院事業局長印	病院事業局次長	方 24	長野県 衛生部 病院事業局 長 印
本庁内部部局の課（室）印	本庁内部部局の課（室）長	方 36	長野県 何々部 何々課（室）
本庁内部部局の課（室）長印	本庁内部部局の課（室）長	方 21	長野県 何々部 何々課（室） 長 印
会計局印	会計課長	方 39	長野県 会 計 局